令和８年４月
国　税　庁

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第８号)」の概要

１　令和８年度税制改正において暗号資産に係る法定調書が新設されたことに伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件（令和３年国税庁告示第 18 号）において、認定特定電子計算機を利用して申請等を行う場合の対象手続に暗号資産に係る法定調書を追加するほか、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正に伴い改正前の租税特別措置法第 37 条の 14 第 35 項の規定が第 37 条の 14 第 41 項に移動することから、「第三十七条の十四第三十五項」と規定している部分を「第三十七条の十四第四十一項」に改正するものである。

２　この告示は、令和９年１月１日から適用する。

３　令和９年１月１日から金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行の日の属する年の翌年の12月31日までの間における第３号の規定の適用については、同号中「第三十七条の十四の二第二十七項、第三十八条の二第四項」とあるのは、「第三十七条の十四の二第二十七項」とする。